

# 議 事 日 程

令和元年第4回浜中町議会定例会

令和元年12月5日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第78号	浜中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第 3	議案第79号	浜中町農業委員候補者評価委員会に関する条例の制定について
日程第 4	議案第80号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 5	議案第81号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第82号	町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第83号	議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第84号	公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について
日程第 9	議案第85号	公用車事故被害者損害賠償について
日程第10	議案第86号	公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について
日程第11	議案第87号	公用車事故被害者損害賠償について
日程第12	議案第88号	工事請負契約の締結について
日程第13	議案第89号	工事請負契約の変更について
日程第14	議案第90号	工事請負契約の変更について

日程第 1 5	議案第 9 1 号	工事請負契約の変更について
日程第 1 6	議案第 9 2 号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第 1 7	議案第 9 3 号	令和元年度浜中町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 1 8	議案第 9 4 号	令和元年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 9	議案第 9 5 号	令和元年度浜中診療所特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 0	議案第 9 6 号	令和元年度浜中町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 1	議案第 9 7 号	令和元年度浜中町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 2		閉会中の継続調査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・広報公聴常任委員会・議会運営委員会)

---

◎開会宣告

---

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

---

◎日程第2 議案第78号 浜中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例の制定について

◎日程第3 議案第79号 浜中町農業委員候補者評価委員会に関する条例の制定  
について

◎日程第4 議案第80号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の  
施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第78号ないし日程第4 議案第80号を一括  
議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第78号「浜中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関  
する条例の制定について」、議案第79号「浜中町農業委員候補者評価委員会に関する  
条例の制定について」、議案第80号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する  
法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は関連がありますの  
で、一括して提案の理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、平成29年5月17日に公布された地方公務員法及び地方自治

法の一部を改正する法律に伴い、会計年度任用職員の任用等に関する制度を新設するための条例の制定及び関連する条例に係る条項の一部を改正しようとするものであります。

条例の新規制定に係る概要を申し上げますと、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員について、特別職の任用の厳格化及び臨時的任用の労働条件の改正適正を確保するため、現任用対象の臨時職員等について、一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度を新設、移行し、その処遇や給付についての規定を整備しようとするものであります。それに伴い、浜中町農業委員候補者評価委員会に関する条例を新規制定し、浜中町職員定数条例、浜中町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、公益的法人等への浜中町職員の派遣等に関する条例、浜中町職員の分限及び懲戒についての手続き及び効果に関する条例、職員の勤務時間・休暇等に関する条例、浜中町職員の育児休業等に関する条例、浜中町職員の特殊勤務手当に関する条例、職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例、浜中町職員旅費支給条例、浜中町立霧多布高等学校教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、浜中町人づくり基金条例、浜中町水産振興基金条例、浜中町育英事業基金条例、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を合わせて改正、そして、浜中町土地対策委員会条例、浜中町交通安全指導員設置条例、浜中町商工機器等貸付条例を廃止するものであります。

なお、施行期日については、令和2年4月1日から施行するものとしておりますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の第4条、浜中町職員の分限及び懲戒についての手続及び効果に関する条例の一部改正における第5条の2中、第16条第2号を、法律第16条第1号に改める地方公務員法の改正に係る欠格条項の改正規定については令和元年12月14日から施行するものとしております。

以上、提案の理由を御説明いたしました。議案78号「浜中町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の制定について」、議案第79号「浜中町農業委員候補者評価委員会に関する条例の制定について」の詳細につきましては、総務課長、農林課長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** （議案第78・80号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） （議案第79号 議案補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案78号の質疑を行います。

9番落合議員。

○9番（落合俊雄君） 何点かちょっとお尋ねをさせていただきます。よろしくお願ひします。

議案78号に関して言いますと、臨時職員に対する処遇の改善という受けとめ方でもよろしいかと思ひます。これは、国がいわゆる働き方改革の一環として、地方に要綱含めて策定を求めたものに対する対応だというふうに認識しておりますが、このことを取り入れるのは、結局次年度以降、来年4月1日以降ということになるという話なのですが、これを導入することによって、いわゆる歳出における影響というのはどういうふうに出てくるのか。少なくとも今までとは違った部分の対応が求められていますので、給与面とか、そういう面で多少の増がおそらく出てくるのであろうと予想されますが、その辺についてはどの程度なのかということを含めてお答えをいただきたいと思ひます。

もう1点は、これまでは地方交付税に、いわゆる自治体職員の給与というものに関しては一定程度、算定要件の中に含まれていたと思ひますが、今回の制度によってそのことが交付税にきちんと組み込まれるものなのかどうか。会計年度任用職員というこの部分がしっかりと交付税で算定されるものなのかどうかということについてお尋ねをしたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） お答えいたします。今の定数外取扱要綱から次年度に会計年度任用職員への制度移行ということで、給料、報酬、それから手当の面、これらが改正されるということでもあります。規則の関係も今、条例の可決を受けながらということで準備を進め、整理しているところでございますけれども、その中で期末手当に関して言ひましても、1. 2ヵ月分が2. 6月というような形で支給月額が見直されるということでの制度改正という部分もございまして、議員おっしゃられるように、総じて制度が移行された場合には増額になるというふうに捉えているところであります。仮に計算してみましたところ、現在任用されている嘱託職員や臨時職員、パートについてはそれぞれ対応が違いますので、時間という部分でいくとなかなかその捉えどころを集計するのは難しい部分がありましたので、臨時職員、嘱託職員という部分でそのまま制度が移

行されたとした場合の現状の人数でいきますと、おおよそ87名が臨時職員、嘱託職員ということで、このまま会計年度に移行した場合に790万円ほどが移行の後には増額分として見込まれるであろうということでシミュレーションはしているところです。総じて言いますと、約800万円弱位の新たな増額の予算措置が必要になってくるのかなということで、現状ではそのようなシミュレーションをさせていただきます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（金澤剛君）** 交付税の関係の御質問にお答え申し上げます。議員おっしゃいますとおり、一般職については交付税に係る費用が算入されてございます。いわゆる単位費用という中で、それぞれの費目において、この仕事をするためには職員がどれくらいの人数が必要だという想定のもと、それにかかる経費ということで算入されているわけでございますけれども、今回の制度改正、新たな条例で会計年度任用職員という形で身分、待遇が変わるわけですが、こちらの部分については交付税に算入されるというお話にはなってございません。

先ほど総務課長、800万円程度と申し上げましたけれども、純然にこちらの増える負担については自治体が負担する形となると捉えているところでございます。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 先ほど申し上げました約800万円という部分のところについて、御承知おきいただきたい部分としては、これは純然たる報酬と給料の関係の金額ということで、これに伴う社会保険料ですとか雇用保険料は除いた金額ということで承知いただきたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 9番落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** 今お答えをいただきましたけれども、最後に総務課長がこれはあくまでも給与、報酬面だけの予定、予想ということであります。その中にもありましたように、これ以外の部分というのが当然負担しなければいけないわけですよ、基本的には。そうなってくると、おそらく800万円では済まないし、1,000万円を超えるというのは当然予想されるわけです。こういう国が制度をつくって地方に要求をしている中であって、国がその部分を交付税の算定要件には考えていないというような先のお答えがありましたけれども、これについて地方としては財政が決して豊かではないということをお考えですと、ただ制度だけを地方に押しつけるという国の姿勢に対して、自治体としてはどういうふうにお考えなのか。やはりこの部分も当然、算定要件の中に

加えるべきではないかという要望なり何なりというのは、今後されるおつもりはないのか。そういったことを含めて、給与面だけではなく共済部分も含めて大体総額およそどの程度かという部分のお答えと、国に対するそういう要望はしないのかということに対するお答えをいただきたい。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（金澤剛君）** ただ今の御質問にお答え申し上げます。議員おっしゃるとおりだと私も思いますけれども、ちょっとどこの団体だったかというのが記憶にないのですけれども、同じようなことを国に要請するという記事を最近見た記憶がございます。今回の制度に基づいて増額になる、負担増になる分は国に何らかの助成を求めていく活動をするというところで読みましたけれども、本町単独で動くという形にはならないかとは思いますが、町村会がありますし、そういった中で他の自治体と連携しながら取り組んでいくということになるのではないかと、そのように考えているところでございます。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 総額という部分では、なかなか社会保険料ですとか雇用保険料は、その者が受ける給料なり報酬の報酬月額標準から積算するものですので、一概に増加になった部分そのまま跳ね返っていくかということになると、なかなかそれがそのまま連動するという部分ではないという部分で御承知おきいただきたいと思っております。数字については社会保険料のほうの数字をまだ押さえてございませんでしたので、そういう状況だということで御理解いただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 落合議員。

**○9番（落合俊雄）** 町単独ではなかなかそういうことができない、ある意味でいうと、町村会なり何なりを通じてそういう部分で今後検討していくことになるというようにお答えだったと思います。これは結果的に地方の財政を圧迫するとまでは申し上げませんが、一定程度影響を与えることになるわけですね。そうすると、歳出におけるそういう費用面が増加するという点においては、結果的に歳入が限られた場合、歳出における様々な予算がその割を食うということにもなりかねませんので、これはやはりしっかりとその対応を国に求めていっていただきたいと思っております。給与を含めた総額については、まだ今のところという話で、確かに共済に関していうとその年度で率なり何なりの改定がございますので、それを受けてからでないとはっきりと数字が出ないというの

は承知をしておりますので、そういう影響が出るのは何月頃かという、来年度に入って一定程度経過してからでないといけないということでもありますけれど、そういった旨がわかった時点でまた改めてこのことについて質問するかもしれませんので、よろしくお願いします。国に対するその考え方をしっかりともう1回お答えいただいて質問を終わります。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** この間そういう制度改正ですとか新たな制度という関係でいきますと、特に今までは町村会を通じて、北海道町村会から全国の町村会含めてしっかり要望している案件が多々あります。その方向でしっかりこれからも要望していきたいというふうに思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第79号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第80号の質疑を行います。

9番落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** 先ほど冒頭で78号から80号まで一括してという話があったので先ほどちょっと触れさせてもらいましたが、この80号に関わっての質問になろうかと思えます。この全体では80号そのものについては文言の修正というところでおさまっているような気がするのですが、文言だけではなくて一部、その条例についてこの際ですからちょっとお尋ねをさせていただきたいと思えます。その内容については、職員の定数に関する条例です。議長のお許しをいただければ質問を続行したいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 関連ですか。どこのところの関連になりますか。

**○9番（落合俊雄君）** 80号の中にある職員定数の条例であります。お許しをいただければ質問を続行させていただきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 簡潔に願います。

**○9番（落合俊雄君）** この定数条例に関わりましては、私の記憶は古いですが、以前

長谷川町長の時代にこの定数条例の見直しはという質問をしたような経過が微かに記憶の中で残っております。改めて、この際ですから職員の定数条例の現状と職員の実態というものについてお知らせをいただきたいと思います。以前の時にもちょっと御質問したことがあるのですが、定数条例と実職員との数にかなりの乖離があったと。定数そのものは、本町はほかの町村に比べて町立高校でありますとか、診療所というものを擁しているがために割と多いということは当然だと認識はしているのですが、実際問題この定数条例がどのように今なっているのかというものを含めて、その現状に即した条例の内容改正はするお考えはないのかということで御質問をさせていただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 議案第80号、12ページの第1条の浜中町職員定数条例の一部改正に関連しての御質問かと思いますが、まず、現状のほうから御説明申し上げますと、議員おっしゃる部分では、数字的なところを整理しましたら議員おっしゃるところの乖離という表現が当たるかどうかという部分はありますが、数字をそのまま現状と定数条例上で載っている人数を御説明申し上げます。まず、町長部局の職員。ここにつきましては、現在の定数条例151名であります。これから申し上げる数字は今年の4月1日現在の職員配置上の人数ということで押さえていただきたいのですが、151名に対して110名、単純に差し引きますと41名マイナス。町立診療所の職員32名に対しまして18名、マイナス14名。上水道企業部局の職員8名に対しまして6名、マイナス2名。議会事務局職員につきましては3名に対して2名、1名のマイナス。選挙管理委員会事務局職員1名に対しては1名。監査委員事務局の職員も、これは合わせてですので1名に対して1名。教育委員会事務局の職員として19名に対して15名、マイナス4名。教育委員会所管に属する学校その他教育機関の職員28名に対して19名、マイナス9名。農業委員会事務局の職員4名に対して3名、マイナス1名。全体で現在の給与条例では247名の合計に対しまして、平成31年4月1日現在の職員数は175名。全体としますと72名のマイナスという状況でございます。

今後の対応はどうかということでございますけれども、現在、庁舎移転に向けていろいろな部分では1階のフロアの窓口業務にあたってということで、検討を進めてきているところでございます。フロアレイアウトといったところも現在庁舎建設に向けて進めているところでございますが、庁舎移転に向けては昨日副町長のほうからもお答え

があったとは思いますが、移転に向けてさらに検討を進めていきたいと考えているところでございます。そのような手順を経て、適正な定数、これらについての見直しというのが次の段階で進めることになるかなということで、今、庁舎移転にあたってそれぞれの配置といったところも含めて検討している状況にあるということで御理解いただきたいと思ひます。

**○議長（波岡玄智君）** 9番落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** 今後は新庁舎移行に向けて、しっかり精査をするというようなお答えだったと思ひます。それはそれでしっかりやっただかなければ、現状で定数に対して72名というそういう数字でありまして、これが将来的にどうなるかというのを含めて、この定数条例というのは20年以上改正もされず今日に至っていると。定数が復元する余地があるのであれば、それはその条例の定数を触らないでおくということも1つの案かもしれませんが、ここまで乖離が進んで、さらに町の人口も減少傾向が止まらないという中であつては、やはりしっかりと現状に合わせた定数というものをもう1回見定めるといふ作業が当然必要だと考えておりますので、次年度、できれば次年度中にこういうものをきちんと見直して、新たなスタートというようなところを持っていただければというふうに考えています。そういうことで、進めていただけるかどうかをお聞きして質問を終わります。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（齊藤清隆君）** 質問にお答えいたします。昨日もお答えいたしましたが、機構改革に合わせてこの定数条例、議員おっしゃるとおり20年前、平成10年から改正しておりませんので、機構改革にあわせて定数条例のほうも精査したいと思ひていますので御理解願ひます。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第78号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案79号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第80号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第78号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

これから議案第79号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

これから議案第80号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第81号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第5 議案第81号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第81号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の

制定について」提案の理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、本年度の給与改定に伴い、関連する条項の一部改正をしようとするものであります。8月7日に人事院は国家公務員の給与等について勧告をしたところであります。勧告の内容を申し上げますと、月例給につきましては、初任給及び若年層の俸給月額を平均0.1%引き上げること、勤勉手当についてその支給割合を0.05月引き上げることとし、年間支給割合を1.9月とすることのほか、文言の整理を行うものであります。国は、この人事院勧告を受けて、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律を11月22日に公布し、人事院勧告どおりの内容で給与改定を実施しました。このことから、本町においては国公務員の給与改定に準じ、一般職給料表及び勤勉手当の改定を行うものであります。

また、本年6月14日に公布された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律を受け、地方公務員法が改正されたことから、関係する条項について改正しようとするものであります。

内容につきましては、一般職の職員となり、競争試験もしくは選考を受けることができるものの欠格条項から成年被後見人または被補佐人の条項が削られることに伴い、本条例において引用される条項について改正を行うものであります。

なお、施行期日につきましては、人事院の勧告に伴う給与改定については令和2年4月1日から、地方公務員法の改正に係る欠格条項の改正関係については令和元年12月14日から施行することとしております。

以上、提案の理由を御説明いたしましたが、詳細につきましては総務課長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） （議案第81号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第81号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第81号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第82号 町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第7 議案第83号 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

**○議長(波岡玄智君)** 日程第6 議案第82号及び日程第7 議案第83号を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長(松本博君)** 議案第82号「町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第83号「議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」はいずれも関連がありますので、一括して提案の理由を御説明申し上げます。

町長、副町長並びに議会議員の期末手当年間支給月数については、平成31年4月1日から一般職の職員と同じく4.45月としております。このたび一般職の職員については、国における給与法の改正に準じ、職員の給与に関する条例の一部改正を行い、0.05月引き上げて4.5月にしようとするものであります。

このことから、町長、副町長並びに議会議員の期末手当につきましては、一般職の職員と同様に引き上げるることについて、関連する条例の一部改正について提案した次第であります。

議案第82号「町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、第4条第2項で期末手当について、現行100分の222.5を100分の225に改め、現行年間支給月数4.45月を4.5月に引き上げるものであります。施

行期日は公布の日とし、平成31年4月1日から適用することとしております。

なお、教育長の支給月数については、浜中町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第2条第2項の規定により、町長、副町長の給与に関する条例を準用するとなっておりますので、町長、副町長と同様となります。議案第83号「議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、第5条第2項で、町長、副町長の期末手当支給月数と同様に引き上げるものであります。施行期日は公布の日とし、平成31年4月1日から適用することとしております。

以上、提案の理由を御説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第82号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第83号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第82号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第83号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

これから議案第83号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第84号 公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について

◎日程第9 議案第85号 公用車事故被害者損害賠償について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第8 議案第84号及び日程第9 議案第85号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第84号及び議案第85号につきましては、関連がありますので一括して提案の理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第84号「公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について」提案の理由を御説明申し上げます。

本事故につきましては、9月1日午前9時5分頃、釧路市材木町21番地付近の路上で発生した車両物損事故で、相手車両は釧路市緑ヶ岡3丁目1-316の嶋田博之さん所有の車両であります。

事故の概要は、職員が釧路市材木町21番地付近を走行中コンビニエンスストアの駐車場から路上に飛び出してきた相手車両と接触し、相手車両前面左側バンパーが損傷したもので、損害額は36万1,681円であります。このことから、町が加入しております保険会社と相手方保険会社の査定により、過失割合を町の過失15%、相手の過失85%とし、相手車両損害等の5万4,252円を町が負担することで、11月14日示談を交わしております。

このことから、地方自治法第96条第1項第12号により議決をいただくものであります。議案第85号「公用車事故被害者損害賠償について」につきましては、前議案で御説明申し上げました相手車両への損害賠償について、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議決をいただくものであります。

今後このような事故が起きないように安全運転の徹底に万全を期してまいりますので、

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第84号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第85号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第84号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第85号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

これから議案第85号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第86号 公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する  
示談について

◎日程第11 議案第87号 公用車事故被害者損害賠償について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第10 議案第86号及び日程第11 議案第87号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第86号及び議案第87号につきましては、関連がありますので一括して提案の理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第86号「公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について」提案の理由を御説明申し上げます。

本事故につきましては、10月15日午後1時20分頃、浜中町姉別南3線86番地の住宅敷地内で発生した車両物損事故で、相手車両は東京都千代田区大手町1丁目3の1日本郵便株式会社所有の車両でございます。

事故の概要は、職員が敷地内から出ようと公用車を後退させた際、後方確認の不注意により駐車していた相手車両左側ドアに接触し損傷したもので、損害額は18万5,570円であります。このことから、町が加入しております保険会社の査定により過失割合を町の過失100%とし、相手車両損害等の全額を町が負担することで、11月27日示談を交わしております。

このことから、地方自治法第96条第1項第12号により議決をいただくものであります。

議案第87号「公用車事故被害者損害賠償について」につきましては、前議案で御説明申し上げました相手車両への損害賠償について、地方自治法第96条第1項第13号により議決をいただくものであります。

このたびの事故は、誠に遺憾であり、今後このような事故が起きないように安全運転の徹底に万全を期してまいりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第86号の質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第87号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第86号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第87号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

これから議案第87号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 1 2 議案第 8 8 号 工事請負契約の締結について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第 1 2 議案第 8 8 号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第 8 8 号「工事請負契約の締結について」提案の理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、緊急防災・減災事業債を活用して、災害時消防や自衛隊などの緊急援助隊の活動拠点となる防災倉庫の建設工事を本年度から令和 2 年度までの 2 カ年にわたって実施するもので、令和元年第 3 回浜中町議会定例会において継続費として予算の議決をいただいております。

この建設工事にあたり、去る 1 1 月 1 9 日、町内業者 5 社による指名競争入札を実施いたしました。入札の結果、丸重種市建設有限会社が 5, 6 5 4 万円で落札いたしました。

なお、この工期は令和 2 年 1 0 月 1 6 日までとしております。ここに、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由を御説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第 8 8 号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 8 8 号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第 8 8 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第89号 工事請負契約の変更について

◎日程第14 議案第90号 工事請負契約の変更について

◎日程第15 議案第91号 工事請負契約の変更について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第13 議案第89号ないし日程第15 議案第91号を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第89号から議案第91号までの「工事請負契約の変更について」は関連がありますので、一括して提案の理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、現在施工中であります湯沸高台避難道路建設工事、湯沸高台拠点避難地造成工事、湯沸高台防災広場造成工事について、各工事の受注者より工事請負契約書第22条第1項に基づく請負代金金額の変更請求があり、算定したところ賃金または物価の変動に伴う請負代金額の変更が認められることから、変更契約をしようとするものであります。

初めに、議案第89号の「工事請負契約の変更について」は、平成30年9月12日、議案第60号をもって議決を得て施工しております湯沸高台避難道路建設工事について、契約金額6億8,418万円を6億8,517万円に変更しようとするものであります。

なお、令和3年3月31日としている工期に変更はありません。

次に、議案第90号の「工事請負契約の変更について」は、平成30年9月12日、議案第61号をもって契約締結、その後令和元年9月12日、議案第67号で契約変更の議決を得て施工しております湯沸高台拠点避難地造成工事について、契約金額3億4,816万4,000円を3億5,466万5,000円に変更しようとするものであります。

なお、令和2年11月25日としている工期に変更はありません。

次に、議案第91号の「工事請負契約の変更について」は、平成30年9月12日、議案第62号をもって契約締結、その後平成30年12月5日、議案第80号で契約変更の議決を得て施工しております湯沸高台防災広場造成工事について、契約金額2億3,365万8,000円を2億3,636万4,000円に変更しようとするものがあります。

なお、令和3年3月31日としている工期に変更はありません。ここに、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由を御説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第89号の質疑を行います。

5番加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 今、3つの議案について町長から説明がありましたけれども、私もまとめてお聞きしたいと思います。

よろしいでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** まとめてということにはなりません。

89号について、関わってです。1つ1つやりますので今までどおり。よろしいですか。

**○5番（加藤弘二君）** はい、いいです。

89号について、差額が101万円というふうになっていますけれども、その変更になった理由はどういうことで、そうなったのか。単価なども含めながらオーバーした分について説明を願いたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 議案第89号の変更についての内容という部分での御質問かと思えます。町長の提案理由にもございましたが、契約条項の22条の第1項の中に契約の締結の日から12月を超えた後に賃金の水準ですとか、物価水準の変動によって請負代金が不相当となったと認めたときは、相手方の請求に対してその変更を見直すといえますか、その変更の請求に基づき契約金額の見直しを行うという条項がございます。それでこのたびの金額、単価という部分では表記するのはなかなか難しいことですが、こういった物価水準の変動等による請負金額の経費の金額が増額したことによ

る請求に基づくものということで、今回提案させていただいた差額が生じております。

なお、増加した額の中身につきましては受注者側の負担と町側の負担ということで、それぞれその差額に対しての負担の計算式があります。俗に言うこの22条につきましては、スライド条項という名称がふさわしいかと思えます。いろいろな状況によって請負金額が変更したということになります。受注者側の負担としては差額に対して1.5%、発注者側としてはその残りの分ということで、今回でいきますと差額分としての90万円ということで、差額が発生したということでございます。個別に単価が増というよりは、状況としてはそういったことで計算した上での町の変更分全体の契約金額の変更ということでの提案となっております。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

1 番川村議員。

**○1番（川村義春君）** 今回工事請負費の変更ということで、これは当然継続費も変わってくる話であります。それで、変更事由についてはスライド条項ということで昨日もお聞きしましたのでわかっていますが、実際には予算が増える、工事請負代金が増える。増えた分について、これは緊防債の対象になっているわけですが、その増えた分についても緊防債の対象になるのかどうか。最終的には継続費の精算が終わった段階での判断になると思えますけれども、その辺の確認をしておきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（金澤剛君）** ただ今の御質問にお答え申し上げます。今回の契約変更に伴う増額分については令和2年度の支払いとなります。当然起債の対象ということについては増えた分も起債の対象でございます。

なお、令和2年度の負担ということになりますので、こちらの分については令和2年度に改めてまた起債計画という形で来年度起債の同意をいただくということになりますので、そういった関係で今回の補正はこれには関わってこないということでございますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第90号の質疑を行います。

5 番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 90号につきましても、差額が651万円となっていますが、先ほどのスライドということでは私は理解できましたが、この場合どんなふうになっているのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） この場合も同じく契約条項の22条の中の言い換えるとスライド条項の適用で、受注者側より請求のあったものの計算による差額分を今回契約変更ということで、議案第89号と内容としては同様でございます。

○議長（波岡玄智君） よろしいですか。

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第91号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第89号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第90号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第91号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第89号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

これから議案第90号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

これから議案第91号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第16 議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について

---

**○議長(波岡玄智君)** 日程第16 議案第92号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長(松本博君)** 議案第92号「公の施設の指定管理者の指定について」提案の理由を御説明申し上げます。

霧多布湿原センターの管理運営につきましては、平成27年4月から令和2年3月31日までの5年間、指定管理者として特定非営利活動法人霧多布湿原ナショナルトラストを指定しています。

このたび令和2年3月で指定期間が満了することから、令和2年度からの指定管理者を公募したところ、特定非営利活動法人霧多布湿原ナショナルトラストからのみの指定申請があり、浜中町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条選定基準に基づき、総合的に判断し、同団体を選定したものであります。

なお、指定期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間としております。霧多布湿原センター指定管理者として特定非営利活動法人霧多布

湿原ナショナルトラストを指定することについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を要しますので、ここに提案するものであります。

以上、提案の理由を御説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第92号の質疑を行います。

1 番川村議員。

**○1番（川村義春君）** 公の集会施設の指定管理、霧多布湿原センターの指定管理なのですけれども、来年の新年度予算に計上されるでしょうけれども、指定管理料については議案説明資料の60ページにあるのですけれども、収支内訳書の提案協定対価ということで、令和2年度においては2,893万円という数字がありますが、この数字というふうには押さえてよろしいのか。そして、この2,893万円については、消費税が10%に増えていますので、それを換算された金額になっているかどうかの確認をさせていただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（戸井洋典君）** お答えいたします。議員おっしゃいますとおり、予算額につきましては資料にございますとおり2,893万円で、消費税10%を計上しております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 答弁に過誤がございました。再度答弁をさせます。

商工観光課長。

**○商工観光課長（戸井洋典君）** 申し訳ございません。先ほど税込みと言いましたが、税抜きでございます。税込みで3,182万3,000円となります。申し訳ございませんでした。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** これで質疑を終わります。

議案第92号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第17 議案第93号 令和元年度浜中町一般会計補正予算(第5号)

---

○議長(波岡玄智君) 日程第17 議案第93号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第93号「令和元年度浜中町一般会計補正予算(第5号)について」提案の理由を御説明申し上げます。

このたびの補正は、不良空家等解体工事など今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳出では、2款総務費では、ふるさと納税に要する経費で寄附の増加見込みに伴い、ふるさと納税返戻品2,100万円を追加するなど1億4,944万5,000円を追加。4款衛生費では、浜中診療所特別会計繰出金で1,078万6,000円を減額するなど719万9,000円を減額。5款農林水産業費では、水産行政に要する経費でウニ養殖業新規着業者設備導入事業補助530万円を増額するなど、682万8,000円を追加。7款土木費では、公営住宅建替に要する経費で契約確定に伴い、公営住宅新築工事745万円を減額するなど200万円を減額。9款教育費では、小学校管理運営に要する経費で契約確定に伴い、校舎等補修工事389万5,000円を減額するなど534万9,000円を減額。11款給与費では、議案第81号及び第82号で議決をいただきました職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づくものにより369万8,000円を追加。

以上により、今回の補正額は1億4,960万2,000円となります。

一方、歳入につきましては、各事業の特定財源として国庫支出金2,876万5,000円、道支出金738万8,000円、寄附金7,218万円、繰入金2,800万

円などを追加したほか、不足する財源には地方交付税 3,010万4,000円を充てさせていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は92億6,673万9,000円となります。

次に、第2表地方債補正につきましては、地方債を財源とする事業費及び同意額の確定に伴う補正であります。

以上、提案の理由を御説明申し上げましたが、詳細につきましては企画財政課長より説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（金澤剛君）** （議案第93号 補足説明あるも省略）

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第93号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

9番落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** 1点だけ、選挙費。参議院議員選挙通常選挙に要する経費、すなわちこれは執行残という形の計上でございますが、ここに関わってちょっと質問させていただきたいと思います。私、ここに来るまで何年間かの間、地元の小さな投票所の投票立会人を受けておりました。始まりはいつの頃だったかあまり記憶はないのですが、確か副町長が担当だった頃、電話1本で軽く受けてしまったのが事の始まりだったかと記憶しております。そうした中で、衆議院選挙、参議院選挙、いわゆる規模の大きな選挙に関わって、以前より都市部では投票率の低下というものが言われておりました、いろいろな対策を打ってきておりました。そのことは地方にはそれほど影響はないのかなというふうに思っておりましたら、私も数年にわたって立会人を務めておりますと、地方においても都市部ほどではないにしろ、投票場に足を運ぶ人が少なからず減ってきているという現象を目の当たりにいたしました。一方で、国は投票率の向上を図るとしたことで、いわゆる期日前の投票に関していろいろな制約を排除して、どんな理由があろうが投票に行ってくださいと。投票日が日曜日というように固定されていることもありまして、なかなかその意思的に日曜日ならというふうに敬遠するようなことが出てきたことから選挙期間中の期日前投票の促進・推進を図ると、期日前投票に行くと本町においてもポケットティッシュがもらえたりするのです。当日に行くと何ももらえないのですけれどもね。そういう啓蒙活動を進めてきておりました、本町においても期間

中に庁舎内に一部、投票場を設けております。実際に投票日に投票所に通う、足を運ぶ人が減る一方で、いったいこの期日前投票にはどれほどの人が行動を起こしておられるのか、近年の状況等についてわかる範囲でお知らせをいただければというふうに思いますが、よろしく申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 落合議員に申し上げます。

これは予算審議ですから、関連というのは現在お互いに留意をして、あくまでも予算に関わるということを中心にして、ずっと議会運営をさせていただいております。今のような質問というのは、当然一般質問という、そういう中で意見なり質問なりをするという場所もあります。ですから、今後につきましては関連ということを許してしまうと、これはとめどもなく際限のない議会運営になってしまう恐れがありますので、議長としてはその辺を十分に、厳密に考えて運営させていただいております。今回はそのことについて答弁をいただきますけれども、今後そういう観点の中でひとつ、予算審議である。ここの予算に対してはどうなのですかといったような、そういう中で、その中で多少の関連というものは認めていますけれども、今のように大きな意味での関連というのは、どうぞひとつこれから留意していただきたいと。このようにお願い申し上げます。

答弁願います。

総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 議員おっしゃいました大きくは61ページの参議院議員選挙に要する経費、また、その他の選挙に関連しての執行残に関連してということで、御質問にありました期日前投票所における状況ということで、手元の資料で申し上げますと、直近の参議院議員通常選挙では、平成28年に前回実施されております。3年前です。そのときには期日前投票として全体で、これは率の出し方になりますけれども、あくまでも期日前に投票した総数と当日の有権者数を割り返したものであるということで御承知おきいただきたいのですけれども、それでいきますと参議院原議員選挙で平成28年が21.7%の方が期日前に投票を行ったと。それから今年行われました令和元年の参議院議員選挙におきましては23.13%、それから道知事選挙を国政同レベルの選挙ということで申し上げますと、前回は平成27年度で21.07%、それから本年行われました知事選挙においては22.41%ですので、期日前投票の制度、導入されてからだいぶ浸透してきているのか、若干ではありますが期日前投票の率が少しずつ前回と比べて上がったかなというようなことで、数字では見てとれるかなというふうに押さえ

ております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 9 番落合議員。

**○9 番（落合俊雄君）** 議長からのお叱りを十分踏まえた上でこの質問を継続させていただきます。今後十分に注意をいたします。

今、お答えをいただいたのですが、いわゆるその期日前投票に有権者が一定程度反応を示しているという状況が見て取れるのであります。こういう期日前投票というか、全体の投票率を向上させるために管内の町村においても様々な取り組みをされていると思います。本町みたいに役場庁舎だけに設けるのではなくて、それ以外のところ含めて複数の箇所に臨時の投票所を設置して投票率の向上を図ろうという取り組みをされている町村もあろうかと思えます。そういった意味で言いますと、この一定の効果が見られるこの期日前投票の投票所の設置に関して、今後本町としてはどのようなお考えをお持ちなのかということ、最後にお聞きして終わりたいと思えます。よろしく願います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 議員おっしゃられますように、最近では期日前投票の投票所、1ヵ所ではなく複数設定するというような自治体も見受けられます。管内でいきますと、釧路市、釧路町、白糠町が複数の投票所を期日前投票として開設しているというような状況もございます。選挙管理委員会の会議の席の中でも、前回この春の統一地方選挙の時期に、この辺のところほかの自治体の動きを見ながら話題になっているという経過は確かにございます。そういった意味では今後、例えば仮の話ですけれども、投票区の設置複数に置くというようなことも検討していかなければならないというところになると思いますが、ある程度環境整備といえますか、そういったところも整えていかなければならないか。その辺の課題ということで、例えば課題としましては選挙人名簿。これらをオンラインで照会したり、本所ともう1つの複数のところでの、例えば二重投票の防止ですとかそういったこと。あるいはその環境を整えるための通信回線ですとか機器、こういったものも当然整備していかなければならないというような課題もございます。それから、そこに開設した場合に従事する職員。こういったこと、配置等含めて考えていかなければならないというようなところ。こういった課題も含めて、環境を整えながら開設するというようなことがこれからいろいろと検討していかなければならない部分かと

いうふうに現状では考えているところです。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 切れのいいところで、この際、暫時休憩します。

（休憩 午前 11時58分）

（再開 午後 1時00分）

**○議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第93号の質疑を続けます。

1 番川村議員。

**○1番（川村義春君）** まず1点目ですけれども、53ページふるさと納税に要する経費のふるさと納税返礼品が2,100万円ということですが、返礼品を作っている事業者の件数、それと人気の高い商品を上から5つぐらい説明していただきたいと思っています。それと6月定例会で地域おこし協力隊についてふるさと納税の商品開発に充てたいというふうに答えていましたが、現状として新たな商品開発について携わっているかどうか。また、協力隊員の方は広報紙で紹介されていますけれども、活動日誌、連続で掲載されております。7月号が最初で、11月号で5回の活動日誌が出ておりますけれども、町内のイベント等に参加をされたり、札幌のオータムフェストに参加されたりして浜中町の内容を知りたいという思いで一生懸命活動されている様子が伺えて、よくまとめた活動日誌だというふうに私は評価しております。ただ、先ほど言ったように商品開発に充てたいと言ったり、当初は移住・定住の関係の仕事をさせたいとか、方向がまだ定まっていないような気がしております。それで、商品開発をさせるのであればそれに集中してさせるだとか明確にすべきではないかというふうに思いますので、その辺の説明をいただきたいと思います。

それと、57ページ総合計画に要する経費であります。今回、印刷製本費で249万2,000円皆増ということで初めての予算が計上されていると思います。内容については説明のとおり冊子印刷の3,000冊とデータCD50枚分というふうに伺っておりますけれども、私、6月議会の一般質問ですけれども、総合計画の策定状況と素案段階で議会への説明はというふうに伺っております。答弁としては、素案段階で有識者を入れた審議会を開き、原案となった11月中に説明し、12月定例会で議決したい。このように答えておりました。このたびの補正予算は、総合計画の冊子を作ったりする内容ですけれども、議会に何の説明もないまま本町の上位計画が策定されようとしているのは議会軽視に当たらないかと、私はこのように思います。町政は2元代表制で運営さ

れているものと考えておりますが、その見解を求めたい。このように思います。

それと、同じページのふれあい交流保養センター運営に要する経費でありますけれども、これも水道光熱費673万2,000円の追加ということで、当初予算では529万円、合わせて1,202万2,000円になると思いますが、去年の当初予算は900万円ちょっとだったと思っていますが、これは風車の関係で電気料のみ町で負担することとしたと聞いていまして、それが529万円と私は思っていたのですが、673万2,000円を追加しなければならなくなった理由をお知らせいただきたい。

そしてその下の修繕料ですけれども、123万8,000円これも皆増です。これは平成30年9月定例会で議決して10月から指定管理者に運営を委ねておりますが、当初予算では3,109万5,000円の指定管理料。契約条項の中で修繕等に係る費用負担、町が行う修理と指定管理者が行う額の定めはあるのかどうか。あるのであれば、いくらまでは町がやると。例えば今までの例でいくと、建物本体にかかる部分については町でやるとかそういう定めがあったと思いますが、その辺の仕組みを教えてください。

それから、67ページ常設保育所運営に要する経費であります。この備品購入費でありますけれども66万円皆増。除雪機を1台購入するということですが、この機種及びメーカーについても定めているのかどうか。それで前に草刈機を買っていますので、それも補正で確か買ったと思うのですが、あそこの前をずっと見てみますと倉庫がないというふうに思うのです。車庫とかそういうものが昨日、一昨日とずっと走って見ましたけれども、駐車場だけで物置らしきものが見えなかったのですよね。どこに格納するのか。それと、関連で非常に申し訳ないのですが、霧多布の常設保育所の移転の話が昨日一般質問されました。今朝の北海道新聞に高台移転というのが出ていました。非常に気になったのですが、高台移転するのはだめだとは言わないのですけれども、建設する場所というのはどの辺になるのでしょうか。本当にあるのでしょうか。移転の時期というのは何年頃を目途に移転しようとしているのか合わせて伺います。

それと、71ページ商工振興に要する経費の地域経済活性化促進奨励補助。地域開発事業1件の追加ということで200万円の計上がありました。当初予算では、6月議会でパッケージ2種類の開発で97万円を追加して106万5,000円にしていますけれども、今回200万円の追加。この事業内容をちょっと先ほど企画財政課長に説明していただいたのですが、聞き取れなかったので事業内容の詳細をお知らせいただきたい

と思います。

それから73ページ、最後です。町道維持管理に要する経費の町道維持業務委託料。不足見込みということで472万4,000円の追加で、当初が6,000万円でしたから6,472万4,000円になりますが、これの内容をお知らせいただきたいと思います。あわせてこの維持管理業務の内容としては、町道の草刈り、路肩の草刈りなども含まれると思うのですが、年に何回くらい実施しているのか。町道の場合です。春先に1回だとか秋口にもう葎の状態になっている部分の草を刈るとかしないと、鹿が出てきて危ないのですよ。事故を起こすという部分がありますので、そんなことで何回実施しているのか。あわせて、これも北海道にお願いしなければならないのですけれども、主要道道の別海厚岸線は特にそうなのですけれど、榊町から新川、仲の浜、琵琶瀬に通る道路の歩道です。そこも夏の間は1回しかたぶん草を刈っていないと思うのです。MGロードもそうのですけれども、そこにやっぱり秋口になると鹿が結構出てきて事故が多いのです。草が伸び過ぎて、路肩のほうからせり出してきた歩道に来る自転車でも通行できないような状態になっているのが結構見えるのです。それも景観上あまり良くないので、できるのであれば建設管理部のほうにその辺の対応をお願いできないか、あわせて伺っておきたい。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（金澤剛君）** 53ページふるさと納税の商品開発の関係で協力隊の關係の御質問からまず御答弁申し上げたいと思います。協力隊、今のところ商品開発に携わっていないのですけれども、ちょっとニュアンスの違いという部分もあったのかなと思いますけれども、協力隊については移住・定住ということで募集をかけて、移住・定住の仕事ということで仕事をしていただいております。議員に広報の記事のほう評価していただきまして大変嬉しく思っているところでございます。そういった中でこの商品開発なのですけれども、場合によっては我々町民の目線でない部分もありますので、その目線でもしかすると商品開発をうまくできるのではないかと。それが移住・定住につながるということも考えられるということで、そういうことも想定すると商品開発に携わってというか、そこに絡んでくれるということも1つの方法としてあるのではないかと。ということで御答弁申し上げたと思っております。実際のところ今は携わっていないということで御理解をいただきたいと思います。

それと57ページの総合計画の印刷製本費の関係でございます。議員おっしゃるとお

り6月定例会の時点で12月の定例会での基本構想の議案を提出させていただきたいということで、それから逆算すると11月に議会のほうに御説明させていただきたいというお話を私させていただきました。その後なのですけれども、一度言ったような気もするのですけれども、若干作業工程が遅れてしまったというのがございます。実際のところ、今月2日に審議会のほうから素案に対する答申をいただきまして、現在パブリックコメントということで住民から意見を募集している最中と。これは今月27日までの予定となっております。そういった関係で、当初12月の定例会という予定をしておりましたけれども、議会への提案は1月臨時議会をお願いしなければいけないかなと1月末ぐらいを想定しているところがございます。ですので、1ヵ月半程度遅れるという形になります。結果、議会への説明なのですけれども1月中旬ぐらい、あまり臨時会の直前ということになるとお話をさせていただいて、その部分を修正という時間も当然見なければいけないと思いますので、1月中旬ぐらいまでには説明する機会を設けさせていただきたいなど。決して議会を軽視するというつもりはございませんので、御理解をいただきたいと思うのですけれども、予算の措置につきましては、年度内の納品を考えるとこの12月の定例会で補正させていただかないと年度内の納品が叶わないものですから、若干工程が遅れているということをお詫びしなければいけないところがございますけれども、きちんと、必ず説明の場を設けさせていただきたいと思っておりますので御理解いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 同じく53ページのふるさと納税の報償費の返礼品の関係についてお答えいたします。今回2,100万円の返礼品に要する費用として追加で計上させていただいております。全体として収入を追加で7,000万円見込んでいるところの30%で2,100万円ということで、返礼品のほうは準備させていただこうとしての補正であります。内容として、質問のほうでは出店協力いただいているお店については、企業の件数なのですけれども、現在13件の企業の方々に御協力をいただいて返礼品を取り扱わせていただいております。それで人気のものということでの御質問でございましたけれども、やはり、今年も昨年も傾向としては同じような形なのですけれどもハーゲンダッツのアイスクリーム。これが非常に返礼品として求められているというところです。次に多いのはチーズセット。それからウニ。そして昆布。今年追加になりましたけれども、タカナシの牛乳を使ったシフォンケーキというところも返礼品に加え

させていただいているのですけれども、そのところが非常に返礼品として求められているということで、そういったところが今年の特筆すべきところとしてはシフォンケーキが非常に出ているということがこれまでのところの傾向としてあるかと思えます。

それで参考までになのですけれども、去年は全体で件数としては6,000件ちょっとのふるさと納税の件数でありましたけれども、11月現在で既に8,000件の寄附金の御協力をいただいているということで、こういった傾向からも今後ますますふるさと納税のほうも見込めるであろうということで今回一連の補正をさせていただいたということでございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（戸井洋典君）** 57ページふれあい交流保養センター運営に要する経費の関係でございます。まず、水道光熱費。これにつきましては電気料の不足見合い分となっております。当初風車からの電力供給も見込まれるということで529万円という計上でしたが、未稼働ということになりましたので6ヵ月で電気代を消費してしまいました。あと、冷凍庫なども入れたのが要因になっているのかなと思っております。

次の修繕料の関係でございますが、これはホール天井のスカイビームという天井に埋め込みでついていますが、それがもう安定器が製造中止となっていて、現在3基の調子が悪くて点滅したりしている状態です。その補修をしようとしているところでございます。協定の中では1件50万円未満は指定管理者で行うことになっておりまして、年額250万円までは指定管理者が負担することになっております。250万円を超えた場合は、また新たに協議をするという協定になってございます。

次に、71ページ商工振興に要する経費でございますが、これにつきましては乳製品の製造業者1社のパッケージなどを新たにつくるということになっております。内容としましては、ソフトクリームofラベル2種類1万5,000枚ずつ作る予定です。それとチーズの袋も1万5,000袋。それとアイスクリームの容器・蓋、それぞれ1万6,000個ずつ作る予定となっております。総事業費433万150円の2分の1、上限200万円ということで計上しております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 保育所長。

**○保育所長（梅村純也君）** 茶内保育所の除雪機の件であります。今見積もりをとる際の想定したメーカーがホンダの除雪機です。品番がHSM1380iというものでありまして、いわゆる中型除雪機にあたるかと考えております。女性保育士も使うもので

すからあまり大きいものは使い勝手が悪いということでこういうものを想定しました。それで格納の件なのですが、確かに今その駐車場の付近に物置はございません。その格納についても、旧茶内保育所に2間の2間のヨドコウ物置というのがありまして、それを移設して使わせていただこうと考えております。この中には除雪機をはじめ、6月補正で買わせていただいた芝刈機、草刈機だとか芝生の肥料、スコップ、レーキ、融雪剤などを収納しようと考えております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（赤石俊行君）** 議案73ページ町道維持管理に要する経費についてお答えいたします。13節委託料、町道維持業務委託料の増額につきましては本年度においても町道の損傷による地域からの要望が非常に多かったものでございます。そちらの対応、補修費が嵩んだことによるものでございます。今年の状況といたしましては、やはり春の雪解けの時期に路面の亀裂・陥没、砂利道の採石補充ですとか道路の整正、こういったものが非常に多かったものでございます。10月時点で予算というものを消化しております。その後において10月の台風18号、19号の関係もございまして、道路損傷した部分が非常に多かったものでございます。特に霧多布地区におきまして、高台のほうから水が一気に流れて泥で詰まってしまった側溝がございまして、そこで流れていなくてその部分から上にアスファルトを突き破って噴き出してしまったようなところがございまして、その部分の補修で210万円。その他に熊牛、姉別、円朱別地区のほうで砂利道が非常に多いものですから、そして地形的に非常にアップダウンの多い地形がございまして、そういった部分で雨裂が非常に多く、ちょっときっかけができてしまうとすぐ道路が川のようになってしまいます。そういった補修も多かったものですから、その関係の補修で262万円程度かかっております。そういったことで今回472万4,000円の補正をお願いしようとするものでございます。

関連いたしまして、先ほどの草刈りの件ございましたけれども、町道におきましては年間その場所にもよるのですけれども、昨日のハマナスロードの関係は年に1回しかやっていないということでございましたけれども、大体2回から3回程度行っております。先ほど榊町の道路の関係もございましたけれども、御存じのとおり道道でございますので北海道の所管でございます。道の建設管理部とも意見交換する場面もございまして、これまでもMGロードだとかそういった路肩の草刈りの関係は要望してきた経緯がございますけれども、そういった危険性を改めて今後も北海道のほうに要望していき

いと考えておりますので御理解賜りたいと存じます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（金澤剛君）** 67ページ霧多布保育所の移転の関係の御質問でございます。現在、庁舎建設中なのですけれども、広報の写真を見ていただくとおりだいぶ形が見えてきております。必ずここだということは現時点では申し上げることは難しいのかなと思いますけれども、一番想定しやすいのは、今現場事務所が置かれているゆうゆと新庁舎へ入る入り口の道路の間。これが一番スペース的にはあるのではないかというふうに思っているところであります。ただ、必ずここだということは申し上げられないということで御理解いただきたいと思っております。移転の時期の関係でございます。これは財源の関係もありますので何とも言いようがない部分もあるところでありますけれども、昨日の一般質問で緊防債のお話の質問がございました。財政担当としましては延びるのではないかという予想をしているというところでありますけれども、緊防債が運よく延びていただければ財源の確保はできるかと思っているところではございますが、これ緊防債の動向如何では緊防債使えない、高台移転ではないので使えないという場合は茶内保育所と同様に過疎債に頼らざるを得ないのかなと。現在の霧多布保育所が建設された当時におきましては国庫補助があったのですけれども、現在国庫補助制度はございませんので起債に頼らざるを得ないと。そういうことで緊防債・過疎債とも交付税算入率は70%ありますので、ある程度有利な財源というふうに思っておりますけれども、緊防債がなかった場合については昨日の答弁のとおり、まだ42年9ヵ月でございます。耐用年数が50年ということでまだ7年ほど残っているという状況でございます。さらに耐震性は保たれているということで高台移転による緊防債が活用できなければ、耐用年数が到来するまで過疎債も使えないということも想定しなければいけないのかなと。そういったことを考えながら早期に移転ということは承知しているところなのですけれども、そういった財源等も相談させていただきながら取り組ませていただきたいと、そのように考えているところでございます。

**○議長（波岡玄智君）** 1番川村議員。

**○1番（川村義春君）** ふるさと納税の関係でございます。これについては協力隊の関係。当初の予定どおり移住・定住、これに専念すると。それが、ブレないでそれでいくということで理解して良いのですか。わかりました。あわせてふるさと納税の返礼品の関係ですけれども、今13事業者に返礼品を扱ってもらっているということで、人気は

ハーゲンダッツのアイスクリームとかチーズセット、ウニ、昆布、シフォンケーキが主だというようなことで、前年は6,000件の申し込みがあったけれど今年は8,000件になっているということで、増えているということは何と言いますかふるさとチョイスのほかに楽天を加えたことも影響しているのかなというふうに思っていますけれども、いずれにしてもこの事業所を増やしていかないとふるさと納税は増えないというふうに思っていますので、その対策等があれば聞いておきたいというふうに思います。事業所を増やす対策ですね。それらを地域おこし協力隊でやるのかと聞いていたので、そういう方策があれば教えていただきたいと思います。

ふれあい交流保養センターの関係については理解をいたしました。

それと総合計画の関係ですけれども、私、先ほど言いましたように、議会軽視ではないとは言いながら議会軽視に当たるのではないですか。予算自体はそういうふうに思いますよ。公のこの議会の場で答えられたものがそうでなければ、話す機会というのはいくらでもあったと思うのです。この前の全員協議会の場合でもこういう事情で延びているのでちょっと了解してくださいね、1月の中旬頃までには説明しますからということがあったら当然だと思うのですよ。ただ、そういうことが無くて予算が出てきたものですから、私は非常に議会としては軽視されたのではないかと、それに値するのではないかとということで聞いたのですけれどもね。予算については、今時期に予算をつくらなければ発注もできないし間に合わないということで理解はしますけれども、何と言いますか答弁したことに対しての責任というのが当然あると思うのですよ。危機感というか。なんか私、最近思うのですけれども、危機感がないのではないかと。言ったことに対してやはり当事者なり、議会に対して遅れたら遅れたというふうに説明がなければと思うのです。その辺、再度聞いておきたいと思います。

67ページについては了解しました。71ページも了解です。

73ページの町道の業務委託料については、担当者として大変な思いをしているのだなというふうに私は思っています。これは10月中に予算がなくなったということで、そのあと委託されている業者が身銭を切ってやっているのかな、先に。それで今回補正かと思うのですけれども、今後も良好な道路維持管理を進めていただきたいということと、草刈りについては町道の場合2、3回やっているというこれも評価したいなというふうに思っています。ただ、道道に関しては私が知っている限りたぶん1回しかやっていないです。これを強く要望していただきたいと思っているのですが、その辺もう一度

答えていただきたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 13ページふるさと納税の関係になります。事業所の関係でございますけれども、今13事業所ということで御説明させていただきましたが、この先いろいろと協力いただける事業所を増やすことの対策ということではありますが、現在も先ほど申しあげました特筆すべきシフォンケーキと言いますか、あそこのところも実はふるさと納税のいろいろ取り組みを委託しているシフトプラスと連携しながら、新たに掘り起こして事業に加わっていただいたというようなこともございます。いずれにしてもこれから事業所をさらに増やしていくというところでは、やはり季節限定でも年間通じてでもですけれども、安定的に提供いただく返礼品というところも見据えながら、委託先ともその辺の掘り起こしを行っていきたいというふうに考えているところです。また、今年につきましてはさらにサイトのほうも増やしまして、11月からはふるナビというサイトに返礼品の掲載をさせていただいております。さらに12月、今月から a u W o w m a ! というところのサイトにも掲載させていただきながら、さらに既存の返礼品の数、事業所ということで、現時点ではありますけれども、そういったところでさらにふるさとの返礼品をPR含めて、サイトを増やしながら取り組んでいくというような状況になってございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（金澤剛君）** 57ページの総合計画の関係でございます。私、6月の時点で12月の定例会で11月というお話させていただいたと思っております。その後ですね、9月の定例会だったと思うのですが、私の記憶で大変申し訳ないところで、もし私の答弁に誤りがあればお詫び申し上げなければいけないところでございますけれども、9月の定例会の際に1番議員からの質問ではございませんでしたけれども、遅れて12月は無理で1月下旬の臨時会を想定しなければいけない状態だというお話をさせていただいたという記憶がございまして、本会議でそういうお話をさせていただいたということですので議員の皆様がそれで御理解いただいていたというふうに思っております。そうでなければ確かに議員おっしゃるとおり、私そういう思いでおりましたけれどもそれが通じていなかったとか、それが私の記憶違いだったということであれば当然議員おっしゃるとおり、事前に1ヵ月半程度遅れますという話はさせていただかなければいけなかったことだと思います。そういうことで、今回御理解いただい

るという思いで事前にお話しさせていただかなかったところではございますが、決して軽視するつもりはございません。きちんとした説明はさせていただきますので、御理解いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（赤石俊行君）** 町道維持管理にする経費でございますけれども、業者のほうに身銭を切って先にやってもらっているというわけではございません。除雪費のほうを実は流用して先にさせていただいております。補正させていただいて、その後そちらに戻すということになります。道道の雑草の関係でございますけれども、御存じのとおりMGロードも榊町もそうですけれども、若い芽がどんどん出てきますのでシカや何かが増えて非常に危険な状況でございます。北海道の予算の関係で非常に厳しい面もあるかとは思っておりますけれども、こういった危険な状況を改めて再認識していただくように強く今後も要望していきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 1番川村議員。

**○1番（川村義春君）** ふるさと納税の関係ですけれども、事業所を増やすということはこれからもやっていきたいということでありました。それで、サイトは私認識不足だったのでふるさとチョイスと楽天の部分しか知らなかったです。11月からふるナビ、それとau Wowma!ですか、その内容をちょっともう少し詳しく教えていただきたいと思います。サイトを増やせばその分産品が、事業所が少なくても多くの国民が見るわけですから当然増えてくるということだと思いますので、そのサイトの中身をちょっとお知らせいただきたいと思います。

それと総合計画の関係ですけれども、9月に聞いた記憶は私はまるっきりございません。同僚議員の中で聞いたことがあればわかりますけれども、皆首を傾げていますので多分ないと思いますが、私のほうの聞き間違いかもしれません。それは置いておいて、そういう実態があるのであればやはりきちんと危機感をもって今後も対応していただきたい。言ったことに対する責任というのは当然あると思いますので、その辺再度そういう方向で今後も続けるのかどうか。今後もそういう形でいくのかどうかというのを確認しておきたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 53ページのふるさと納税に関連してのことでございますけ

れども、サイトの掲載のほう申しあげましたようにふるナビと a u Wowma ! というところを11月、12月に追加させていただいて、これはそれぞれ見る層と言いますか、顧客という表現はあれですが、ふるさとを応援していただく方々が検索するその検索する層、そういったところを考慮してのことです。まず、ふるナビというのは楽天ですとかそういったところと同じように、広くそれを利用される方々に見えていただける。最近ではテレビのCM等でもふるナビがしきりに放映されてCMでも流れてきて御存じの方もいらっしゃると思いますけれども、そういったことでは楽天等に次ぐこれからの掲載のところだということで選定しております。それから a u Wowma ! というところは a u という携帯電話の会社関連のサイトになるのですが、やはり携帯電話を利用している顧客で a u を御利用されている方々ですとか、そういったところ少し全体に広くというよりは、a u を利用されている方々が重点的というようなそういったいろいろな閲覧される方々、ターゲットをそれぞれいろいろと選定した結果、こういったところにまたサイトを広げて、新たに寄附金のほうを提供いただければという思いでこの2社を新たに追加したというようなことでもあります。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（金澤剛君）** もう一度御答弁申し上げます。私の勘違いということもあろうかと思しますのでそちらについてはお詫び申し上げたいと思いますけれども、議員おっしゃるとおりある程度早い段階で情報発信しなければいけないもの、相談しなければいけないものというのも当然ありますので、早い段階できちんとした相談の体制をとりながら仕事は進めさせていただきたいと常日頃からそのように思っておりますので御理解いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 他に、どうぞ。

5 番加藤議員。

**○5 番（加藤弘二君）** 55 ページ不良空家解体工事1, 328万8, 000円についてお聞きいたします。先日全体協議会でこのことについて予算なども2件について、同じ家主の人のもので金額が1, 328万8, 000円かかるという説明もあり、写真入りで説明してもらったことも良かったと思います。それで今日この空家対策で代執行という形で役場が金を払って整理するということになって、この2つの家については地域に住む方々から風が吹くと大変なのだということを再三言われて、担当課のほうに何度かお願いしていたことでもあり、1回めで、最初でこれが取り上げられたというのは町

民の声をよく聞いてくれたものだなというふうに思います。ただ、しかしお金の支払いが、本人は死亡していても兄弟とかいるのですよね。それから相続に値する方も7、8人おられるという中で、この解体費について何らかの形でやはり兄弟のほうから力を貸してくれるような努力というのはしたと思うのですけれども、できなかったのかなと思うのです。私としては、家を建てたからには古くなったときには自分のところはどうやって解体の費用をお願いしているから、そこから費用をとってくれというような形で移って行きたいとか、あるいは亡くなったときにはそうしてほしいということがあるので、今回はそういう形が、私的なことでの援助という家族の方からの援助はなかったように思います。質問は説明が少しあったのですけれども、1,338万8,000円というのが空家対策ということで、47ページにも444万3,000円という形で出ているのですけれども、公的な資金で1,328万8,000円というのはそれぞれいくらずつなのかということをもっと質問したいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** お答えいたします。55ページの空家対策に要する経費でございますけれども、不良空家等解体工事ということで1,328万8,000円ということであります。この内訳でございますけれども、議員おっしゃるとおり霧多布にあります通称ライダーハウスと言われる物件、これと新川にあります実家と言われる部分の建物、この2件が今回略式代執行を予定しているということでございます。その内訳でございますけれども、まず霧多布の方でございますけれども、これは面積が372.47平方メートルございまして、税抜きでございますけれども785万円の解体費です。新川のほうにつきましては面積が134.34平方メートルで税抜き423万円ということです。ただ、新川のほうは家屋のほかに、周りに付属屋と言われる倉庫や車庫もあり、そういうような金額になっているということです。合わせますと税抜きで1,208万円。これに消費税を掛けますと1,328万8,000円という形になります。先ほど家族の方等の協力というお話がございましたけれども、今回の代執行につきましては所有者が確定することができない、要するに所有者を探すことができなかったということでございます。登記上の所有者は既にもう亡くなられているということで、その方についていろいろ調査をしたところ、まず奥さんに当たられる方とは離婚をしているということで相続権はないということ、1人お子さんがいらっしゃいますけれども、この方が亡くなったあとにすぐ相続放棄を行って相続権を放棄したということに伴いま

して、今度は相続権が親、そのあとに兄弟という形で移る訳でございますけれども、兄弟の方、実在している方が4名ございまして、この4名の方も揃って相続放棄を行ったということ。それとその兄弟の方でも亡くなられている方がいらっしゃいますので、この方についてはそのお子さん、所有者からすると甥に当たる方なのですけれども、この方3名いらっしゃいますけれども、この方についても同時に相続放棄を行ったということでございます。相続放棄されても援助できないかという部分でございますけれども、実は相続放棄されますと下手に相続放棄した部分に手を出すと、例えばその相続に関わって財産を処分するだとかすると、逆に相続放棄がなくなる可能性もあると。これは家庭裁判所のほうで認められる権利でございますので、やはり相続放棄をしてしまったらなかなか個人的な気持ちとしては援助をしたいというような部分はあるのでしょうかけれども、現実的にはそういうことは法的にできない。すると相続放棄が無効になってしまうということでございますので御理解をお願いしたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 5番加藤委員。

**○5番（加藤弘二君）** 相続放棄そのものをどういふものかというのを見れば、今課長が言われるとおり、そのとおりなのですよ。相続放棄した後にまた払うなんていうことはもうできないので、混乱してしまうのでそれはなしなのです。しかし、私としては、自分たち議員は自分で家を持って、その家もいずれは解体しなくてはならないことは決まっているわけなので、若いうちにその持ち主が亡くなった場合にはそれを空家として借家として買ってくれないかとか、売っていくらかできれば解体費用をそれで浮かせるだとかそういうことも考えられますし、売らなくても大体40年、50年経っていたら木造であれば屋根も飛びますし、いろいろな弊害も出てくるので、この世にいなくなる前にやはり解体費用だけは残して行ってしまうというか、そういうのがやはりこういう地域に住んでいて、役場に迷惑をかけて役場の税金で自分ができなかったことをやってもらうなんていうのは町民に対してとても迷惑なことだと思うのです。今回のようなことでも全く払えないというような状況であれば、これは納税してくれている町民の皆さんに対して迷惑なことだと思うのですよ。そういうことからして、現在家を持っている人、古い家で自分の所有権持っていたけれどもお金を払えるような状態にない人でもいくらかでも残していけるくらいの心構えがあって然るべきかと思うのです。そういう意味では、私は空家があって、今回はこういうことで代執行で税金で賄うことにしましたと。実はこれはそうやるのではなくて、所有者が将来の解体費用を残していくというあ

り方というのは、ここに住んでいたものの責任としてあるのではないかというようなことの呼びかけを私は浜中町でやってほしいと思います。それから、やってほしいことと自分の家については誰が責任をもって支払いにあたるかとか、そういう人、そういうことも手紙に残してこの世を去るとか、そういうことをしなければ今回1回目のこの取組みの中で、いや、本人は死んでしまった。兄弟も皆いろいろあって払えないということになって、一銭も払わないということが生じる訳ですよ。そのことによって、悪循環が続くのではないかと。お金が一銭もなくなったらどこかに転がり込んで、払わないで終わるのではないかとか、意地の悪い言い方になるけれども、そういうことにならないように責任を、家主の責任を最小限でも払っていけるような取り組みが役場として前もって町民に知らせながら、解体費用は家主がもつのだという方向ですね。これ、私はぜひやるべきではないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** お答えいたします。空家の問題につきましては、全国的な問題ということで非常に増えてきていると。これは浜中町だけの問題ではなくて、やはりそういう問題が各地で発生しているということでございます。それで法律がつくられたり本町でも計画をつくったりいろいろやっておりますけれども、空家の管理、これは当然個人の所有物でありますので、その所有者個人の方が完了していくという、これはもう空家の基本的な原則でございます。個人が管理していくその上において町としてできることをしていくということでありまして、例えば所有者の責任を、当然空家を持たれている方には訴えていくということになろうかというふうに思っております。空家対策の1つとしては、現在空き家を持っている方に、これは法的にはまだ効力ございませんけれども空家管理のお願いのお手紙を出したり、あるいは電話相談を受け付けたり、そういうような対策を現在とっているということでございますので、それについては今後とも継続的にやっていきたいと思っております。お金を残す、残さないというのは個人の関係なので私どもから残してくださいというまでは言えませんが、やはり管理ですね。そういう部分はきちんとしていただきたいというお願いは、今後とも継続的に行っていきたいというふうに考えておりますので御理解をお願いします。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

2 番田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 何点かお聞きしたいと思います。まず、今お話にあった55ページの空家等対策に要する経費であります。基本的には加藤議員とまったく同じ思いなのですけれど、ただ前回説明を聞いた中で、防災対策室で多くの時間と労力を使った結果だろうということでは理解しております。その上で致し方ない、安全対策上仕方ないものかなというふうに理解をしております。それで加藤議員から質問のあった中で、今、国で相続放棄を許さないという方向で相続登記することを義務化するというような動きが新聞報道でありましたけれど、その詳細がわかれば説明いただければいいかなと思います。それと6月補正で、こういう案件が生じることの未然防止という観点からも除却補助上限50万円で当初8件を見込んで400万円を計上されました。それで現在までのこの補助制度の利用状況といいますか、この制度を利用して町内で何件かは解体が進んだのかなと思っておりますので実績を教えてくださいたいと思います。あわせて、実績もそうなのですが、当初8件を見込んでいたのであれば8件全部が進めば良いことなのなのですが、そこまでいっていないのだとしたら今後この制度をさらにPRすることによって持ち主による解体も進むかと思うので、そういうことへの今後の働きかけ等について考えがあれば聞いておきたいと思います。あわせて、このように今後代執行に至るしかないというような案件が町内ほかにあるのかも聞いておきたいと思います。

それと総合計画、先ほどありました57ページ。これについては先ほどで理解して、果たして9月議会ひょっとしたら自分だったかなという中で責任を感じながら聞くのですが、ただ、今町民対象に3会場でこの素案の説明会をこれから実施されますよね。基本的にはその中で、仮にここを修正してはというような意見もあるかもわからないのですが、議会に示された段階でもそうなのですが、仮にそういう部分があったとしたら成案になるまでには修正をかけるという基本的な姿勢はそういう方向で良いのかという確認をさせていただきたいと思います。

それと57ページ、一般行政に要する経費の修繕料58万9,000円です。これは街灯の取替えというような説明だったかと思うのですが、どこの街灯で何灯交換する経費なのか教えてくださいたいと思います。あわせて、その下の街灯維持補助37万4,000円。これは当初530万円見込んでいて、これは各地区にある街灯、防犯灯の電気料への補助かというふうに理解しているのですが、前年度はこの当初予算530万円で最終的には30万円の執行残が出ていたと思うのですが、今回この37

万4,000円。これが増額になった要因というのがわかれば教えていただきたいと思っています。

それと69ページじん芥処理に要する経費も修繕料なのですが、35万1,000円ですね。先ほどの説明で車検整備にというような説明だったかと思うのですが、再度この35万1,000円というのが車検整備にかかるものというふうに理解して良いのか、それとも車検整備に関わって発生した整備金額なのかを教えていただきたいのと、仮に車検整備そのものであればここでの補正ではなく当然当初から想定されているものだと思うので、今回12月で補正になった要因、これを示していただきたいと思っています。

それと一緒に、69ページの農業費。大変小さな金額なのですが、新規就農者誘致に要する経費4万4,000円ですね。これは旅費なので多分この農業人フェアとか誘致に係る活動に対する旅費の補正だと思うのですがその確認と、農協も独自に誘致活動というのはされていると思うのですが、実際なかなか誘致が進んでいないのが現状かなと思うので、まず今年度でも構いません。この誘致事業での実績と申しますか、例えば1名研修生が来たとかというような実績があれば示していただきたいのと、あわせて当初この研修牧場ができた当時というのは、これは本当に浜中町の画期的な事業で多くの研修生が入って来られて就農されたという経緯はあるのですが、近年、他の町村でも同様な研修事業を充実させる中でなかなか従来のように安定的に研修生を受け入れている状況ではないと思うのですよ。その中で、もちろん研修体制、施設等も含めて体制の整備、あるいはその後の就農先の確保というのは不可欠なものでありますけれども、まずこの研修に来ようとした中で、もちろんそれらの状況を確認するとともに、あわせて子育て、あるいは医療、あるいは情報インフラ等の整備等、要は浜中町に住むにあたっての社会インフラと言いますか、これらもやはり研修生が選ぶ、判断する上での材料であるのだろうと思います。それで実際その農業人フェア等の説明会の中で、そういう声というのは相手側から聞かれることもあるのかなのか、そういう実態も教えていただければと思います。

それと、71ページ水産行政に要する経費の補助金530万円。これは町長の説明の中で新規着業者というような言葉があったかと思うのですが、補足説明ではなかったのですが、単純にこの文言、協業化設備とあるので、協業化設備の内容とはどういうものなのか。先ほど浜中漁協へものということでありましたので、その協業化設備

の内容を教えてください。

それと同じく71ページの海岸整備事業に要する経費、予算の組み替えということで1,522万9,000円。委託費から工事請負費に変わったということでもあります。この1,522万9,000円。当初6月補正だったと思うのですが、6月補正で防潮堤整備の実施委託料という形で確か計上だったと思うのです。その中身が防潮堤本体でなく、その避難階段、樋管改修に係る実施設計であったというふうに記憶しているのですが、今回それを取りやめてこの工事請負費に回ったという経費。少なくとも6月、ほんの数カ月前、半年前に予算計上した実施設計が取り消しになってこちらに回ったというからには何かあったのだらうと思うので、その内容。あわせて今後樋管、避難階段等は当然一緒に設備、最終的に整備しなければならないものというふうに理解しているのですが、その予定。改めて実施設計を行うものなのかを説明いただきたいと思います。それとその下の土地購入。これも防潮堤に関してですが、防潮堤底地の購入ということで141万8,000円。これは当初は1万3,000平方メートルの測量ということで、当初予算で875万6,000円が測量委託ということで計上されています。この1万3,000平方メートルなのですが、今回この購入する面積はどのくらいなのか、そして今回防潮堤を整備するにあたって不明であった、曖昧であった土地をしっかりと買い取るということでこういうことを進めているので、この土地の購入ほかにも今後発生してくるものなのか。この1万3,000平方メートルは今回ですべてではないということなのか説明いただきたいと思います。

それと71ページの商工振興に要する経費で、先ほど1番議員からも質問があったのですが聞き取れなかったので、乳製品の開発をしている業者のパッケージと言いましたか。もう一度説明をいただきたいと思うのですが、要は、今回この補助するにあたって相手方がどういう事業なのかをもう一度教えていただきたいと思います。

それと、73ページ町営住宅に要する経費109万8,000円で、先ほどの説明で霧多布G団地改築に伴う移転補償費というふうに聞いたのですが、霧多布G団地の改築の予算というのはどこかで出ていましたか。まずその確認。それと改築にあたって1回別のところに移ってもらって、その間にこの改修をするというふうに受け取っているのですが、それで良いのかどうかを教えてください。

あと、町道維持管理に関してですが、先ほどの説明では本当に総延長がいくらあるのかわかりませんが、次から次といろいろな要望も出てくる中で大変なのは理解して

いるのですけれど、ただ1点、今年何月かはわからないのですけれど、農道に関して需要からいって舗装はできないけれど、再生アスファルトを敷いて一部何ヵ所か整備されたと思うのですけれど、見ていて短いのですよ、距離が。再生アスファルトを敷くことによって埃は立たなくなりますし、凸凹も改修されて、安価で砂利を敷くよりは耐久性もあって良いものだと思うのですけれど、如何せん距離が短いので本当に牛舎の本当の前の部分で終わっているところもあるし、できればもう少し先の住宅までやってもらえればというような話がある中で、もしどうせ最後そういうふうにするのであれば中途半端ではなくそこら辺までやっていただければ大変助かるかと思えますし、そういう声もあるので、今後どのように検討していくのか聞いておきたいと思えます。

最後ですけれど、77ページの小学校管理運営に要する経費。全額執行残で茶内小学校トイレ改修の減額補正であります。記憶では、あと残るは水洗化になってない簡易水洗のままなのは確か浜中小学校というふうに思っております。茶内が終わって、次年度浜中小学校のトイレの改修は予定されているのかどうか聞いておきたいと思えます。以上、お願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** お答えいたします。まず、55ページの空家等対策に要する経費の関係でございます。1点目の質問で、国で相続放棄を許さない動きというような動向というお話でございますけれども、私どもも詳しい内容はちょっと把握してございません。ただ、報道等の流れによりますと、例えば土地、建物。こういうものにつきましても、個人のものであれば個人の所有という形で名前が記載されるということでございます。それでそういう方が亡くなった場合、本来であれば相続をして名義変更をかけていくというのが筋なんでしょうけれども、そのまま相続登記をしないで月日が経っているという部分があるということでございます。私も以前税務課等にいろいろな土地の関係など調査をしておりましたけれども、中には明治時代の方の名義のままの土地等もあると。おそらく建物もそうでしょう。そういう部分が残っているということで、そのままにしてしまいますと現在の相続人が誰になっているのかということ自体が調査できないというような状況になっているということでありますので、そういう部分を防ぐための方策を今、国のほうで考えているというぐらひは承知をしているというところでございます。

続きまして、6月補正で400万円補正いただいた不良空家等除却補助金の関係でござ

ございます。現状でございますけれども、この除却補助金のまず最初に不良空家等の除却の該当する建物であるかどうかという部分の判定が必要ということで全町に募集をかけました。募集をかけたところ申し込みが16件ございまして、この16件について判定を行ったというところでございます。判定を行ったところ、16件のうち12件が不良空家等の除却の補助金の対象になる物件ということでございまして、その方には該当しますよということで通知を出して、除却するのであれば補助の申請をお願いしますというようなことで伝えてございます。現在のところ、その12件のうち申請があつて既に交付決定されているものが実は5件で、金額にしますと250万円が交付決定されているという状況でございます。残りの7件でございますけれども、7件のうち4件については既に自己解体で除却をしてしまったですとか、あるいは今年度資金的に別な用途に利用するので今年の除却については断念するという方がいましたので、4件については今年の補助金はしないというような報告を受けてございます。残りあと3件でございますけれども、この3件の方につきましては現在保留中という形でございまして、その内容でございますけれども、やはり自己資金の面などがちょっと今検討しているということで、正式に断念ということではないのですけれども、現在まだ申請には至っていないという状況にあるということでございます。

今後の働きかけということでございますけれども、予算的にはまだございますので、まずこの3件の方につきましてはぜひ申請していただくようお願いをしたいというふうに思いますし、また今回予定では8件を見ておりましたけれども、状況、これまでの経過も十分分析をして、何せ今回初めての取り組みでございますので、良い部分、あるいは検討しなければならない部分について十分に今後検討して、必要であれば制度を改正していくということも必要かなというふうに思っております。いずれにしても、現在進んでいる中でまずはやっていって、そして今後分析を行っていくということでございます。

それと代執行の案件は今後もあるのかというようなことでございますけれども、代執行につきましては、代執行する要件というものがございます。この要件は空家の特措法という法律がございまして、これによって特定空家等に認定を受けていなければならないという1つの条件がございまして、現在町内でこの特定空家等は8件認定してございまして、そのうち今回2件相続放棄という形になりますけれども、2件を略式代執行するというところでございます。残りの6件については、現在のところは所有者で亡くなってい

る方もいらっしゃいますけれども相続人がいらっしゃる、実際的な所有者は現在いるということでございますので、今のところは法律に基づかない空家の適切な管理のお願いということで、現在のところ自主的な除却をお願いしているという状況でございます。今後、その建物が周囲に危険を及ぼすということになれば対応しなければならないと考えておりますけれども、所有者がいらっしゃるということでありますと手続きとしては最初に指導なり助言、これは法に基づく指導・助言。そのあとに勧告、そのあとに命令、そして代執行という手続きを踏まなければならないということでございます。そして代執行に踏み切った場合は国税の滞納処分の例によって強制徴収できるという制度になっておりますので、そういう取り組みもしなければならなくなるということでございますので、今のところはまず自主的な除却をお願いしているというところでございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（金澤剛君）** 57ページ総合計画の関係でございます。現在住民から意見を募集しているということで、これは12月27日までと。さらにそういったことをするという周知をさせていただいた上で、来週9日、10日、11日での説明会をさせていただきたいと考えているところでございます。先ほどの質問に1月下旬の臨時会を想定させていただきたいということでお話しさせていただきましたけれども、大体中間くらいまでに住民からの意見で修正しなければいけない点等については修正した後、議会のほうにもお示しさせていただきたいと。その中でまた修正点があればまた修正して、最終的に臨時会に最後の修正版という形で議会に提案させていただきたいというふうに考えております。修正するために、修正する時間をとるために臨時会と説明する日の間を少し長くとりたいというふうに考えているところでございます。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 57ページその他一般行政に要する経費の需用費。修繕料から御説明申し上げます。街灯の補修ということで、場所と何基というようなことでの御質問でございます。まず場所ですけれども、今、火防線のところにランプ式の街灯が建っていて、それぞれルパンのシルエットですとかをつけている街灯の霧多布郵便局の前のところの街灯が実は破損して、現在落下してはいけないということで取り外しております。火防線についているそのランプ式の街灯でちょっと特殊な造りですので、そのまず発注と取り付けということになりますので、その部分で約50万円。取り替えて設

置するという事で費用を要するという事で見積もりを徴取しておりますので、その部分の補修ということですが、それと、その他今後まだどこということではございませんけれども、街灯の補修が出てきた場合に備えて10万円ほど計上させていただいております。当初から今現在まで執行している額との差し引きとして、今回58万9,000円を補正計上させていただいているということがございます。

それから、同じく57ページの負担金補助及び交付金の補助金37万4,000円の件でございますけれども、これにつきましては議員おっしゃるように当初予算で各自治会のほうへ街灯維持をしている費用をそれぞれ負担している部分の補助金ということで補助させていただいている部分ですが、これまでかかっている部分と今後見込まれる11月分も含めてなのですけれども、電気代、消費税の改定等も含めてなのですが料金が高騰している部分も含めて年度間で計算した結果、若干不足を生じるのではないかと積算の中で、今回多少ではありますけれども37万4,000円を追加させていただいて、年度間で滞りなく各自治会・町内会のほうへ補助金を交付したいということで段取りさせていただき措置として、補正させていただいているところであります。

続きまして73ページの町営住宅に要する経費の部分でございます。移転補償費109万8,000円についてでございますが、これは企画財政課長のほうからもG団地の移転の補償費ということで説明させていただきましたが、当初予算では組んでいないというよりも、この事業、G団地の改修を新年度の令和2年度に着手して改修させていただくということで今計画を持ってございます。それで来年早々、予定としましては6月頃から改修のほうに着手させていただこうかというような計画を持ってございますけれども、それまでの令和元年度中に移転をしていただきながら新年度の改修に向かっていきたいということで、今回元年度のほうで移転の補償ですか、そういったところを計上させていただいたということでもあります。対象となるところは1棟12戸のところなのですが、そこに現在入居されている方々で6戸が入居されていますので、そちらの方々への移転補償ということで、当然移転する先ですとかそういったところも入居者とこれまで説明会等させていただいておりますが、霧多布市街の現在空けている公営住宅ですとか暮帰別のほうにある公営住宅の団地のほうへそれぞれ移っていただくというようなことも考えながら、あるいはご親戚のところですかそういうところに一時身を寄せるですとか、そういったことも含めて考えて検討している入居者の方もございますので、そういった方々含めての移転補償費用ということで今回計上させていただ

ております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** 69ページのじん芥処理に要する経費の需用費、修繕料の関係について御説明をいたします。まずじん芥処理に要する経費、収集車両等すべて車検に要する経費というものは既に当初予算で予算化をしております。今回は、まず車検を行って、そのとき追加整備として発生した費用について追加で補正をさせていただこうというものでございます。内容といたしましてはパッカー車2台、4トンダンプにつきまして、こちらは追加整備の費用でございますけれども27万5,045円。それともう1つ、処分場内で使用している4トンダンプ。粗大ごみ等を載せる4トンダンプがあるのでございますけれども、こちらのミッション修理等がございましたので7万5,000円ということで35万1,000円の補正をお願いしようとするものでございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**○農林課長（久野義仁君）** 69ページ、新規就農者誘致に要する経費でございます。まず1点目のこのたびの旅費の補正につきましては、議員おっしゃったとおり新農業人フェアに出店する際の旅費を当初見えています。それで時期としては年明けなのでございますけれども、1月25日に東京会場の農業人フェアの開催が決定しているのですけれども、議員ちょっと触れておりましたが、今、農業人フェアに行くだけではなくて全国的に、例えば北海道から東京会場に行く際に、それとあわせて学校訪問というのをどこの町村もやっているのですよね。どういったことかと言いますと、農協、それから行政と一緒に大学・高校・専門学校、特に高校・専門学校であると畜産系の学科がある高校ですとか、農業大学とかそういった専門的な大学は問題ないのですけれども、そういったところを中心に行政と農協が直接出向いて就職支援相談課に実際に町の概要をお話に行くという機会を増やしております。それで今回3泊4日で当初1月25日からみていたのですけれども、逆にその大学や高校側から「ぜひ本校で説明会を開いてほしい」、「学生向けに説明会を実施してほしい」という要望も今多い中で、当初の日程では学校を回りきれない、要望に応えきれないものですから、1泊追加して大学・高校の回る数をちょっと増やしていこうということで、そこには力を入れていきたいなど。その最終日に農業人フェア開催に出店して帰ってくるという行程で今年は考えています。それが1点目の答えです。

それから最近の就農相談会やそういうフェアでの実績の話ですけれども、今年も東京・大阪・札幌・各所会場に私たちも出向いております。それから議員おっしゃったとおり、農協独自でも農業人フェア以外に北海道ふるさと回帰フェア、それから就転職スペシャル、そういった様々な就農相談フェア以外にも移住定住フェアに農協さん、実は出店されているのですよね。そういった行動というか活動がやはりいづれ種を撒くのが実を結ぶ機会というのが必ず1年のうちにありまして、電話なり直接訪問される方がいらっしゃるのですよね。そういった方々にさらに親切に浜中町の内容について説明させていただいているのですが、今年実は1組がこの活動の中で28歳と29歳の若いご夫婦、大阪の方なのですけれども非常に浜中町というか道東に興味を示しておりまして、実は最近まで標茶と浜中どちらにしようか迷っていたという状況の中で、最後の質問と重複するのですけれども、やはり子育ての問題や医療、それからインフラ。様々なこういった地域ならではの実情というのがやはり東京や大阪の方はわからないものですからそういったものや、さらに行政のサービスといえば、例えば浜中町でいくと誘致条例関係の就農支援ですよね。そういった様々な制度を天秤にかけた時に、最終的には標茶より浜中町に来たいということで決めていただきました。それで実際に12月、今月ですけれども、そろそろ大阪から転出してまいります。その御夫婦が浜中町に今回いらっしゃるといことで、就農というか研修の開始は2月からということでこれはもう確定している情報でございます。

それと3点目です。議員のほうから先ほど研修牧場のことに触れておりましたが、議員おっしゃるとおり平成3年に町と農協それぞれの出資に基づいて設立した研修牧場であり、当時全国的に珍しい研修機関ということで非常に今現在もそういった評価いただいているのですが、やはりそういった施設が今全国的に広まって、特に酪農に特化したそういう研修施設というのは結構管内的にも多くなってきている中で、浜中町が従来この研修牧場の形のままで良いのかということは、やはりそれは時代によって研修牧場も変化していかなければならないこともたくさんございますので、そこはいろいろ今試行錯誤を繰り返しながら行政と農協が協力してやっているのですが、やはり研修牧場を選んでもらう、東京や大阪の農業人フェアで就農相談を受けた際に、一番の研修がしたいという最終的な判断する中の1つには、これもやはり議員おっしゃったとおり子育ての問題、医療の問題、それからインフラ、買い物の問題などもたくさんあるのですけれども、やはりそこが最後に相談者の決め手になるのですよね。ただ、だからといって浜中

町の現状をきちんと伝えなかった場合で研修生がいざ来たときに、あなたたち相談した時の話と違うじゃないかという現実が実際に過去にトラブルでありました。ですから、やはりそういったトラブルというのは嘘の相談をこちらのほうで受ける、嘘の情報を伝えてしまうということは避けなければならないので、浜中町のありのままの姿をきちんと話して、それから私は農業の担当課長なものですから、子育てや医療の問題というような行政サービス、行政情報の部分は担当課長のほうに事前にそういったパンフレットを我々でつくって、子育ての情報はこういうものですよというのを東京に行ったときに見せるんですよ。そうすると浜中町に来ると子育ての環境はこういう状況なんだ、買い物に行くにはどこまで行けば商業施設があるという様々な情報を教えます。それからやはり北海道なので冬が大変厳しいということで、実際に体験研修のようなことをしていただいて、冬の非常に厳しい時期に来ていただくんです。それは農協さんで実はその分の負担はしていただいているのですけれども、そういった北海道の厳しい現状を生で見てもらって、そこで牧場経営するというのはこれだけ大変だということも含めて事前に見てもらおうようにしています。その上で最終的に北海道に移住してこようかという決定をしてもらっています。今はもう特にそこに力を入れて、なるべく生の情報を、生の浜中町の情報を東京・大阪で伝えようというテーマを持って、今研修に望んでいるところでございます。再三のお答えになりますが、やはり議員おっしゃるとおり相談というのが今研修生にとって問題・悩みであるのですけれども、その悩みをなるべく解消すべく、今、農協と一生懸命努力しているという状況でございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（細越圭一君）** 71ページ水産行政に要する経費、負担金補助及び交付金、ウニ養殖協業化設備導入事業補助について御説明申し上げます。こちらの事業は事業主体が浜中漁業協同組合となっております、ウニ養殖の設備の導入となっております。こちらは現在53件のところ、新規3件が増える予定となっております。事業内容としましては、養殖に関わる資材ということでノシ9本、コンパ18本、埋め込みアンカー18本、洗浄機3台、養殖カゴ99籠、フロート594個となっております、補助対象額が1,073万7,273円のところ、補助が2分の1以内ですので530万円の要求となっております。

続きまして、71ページの海岸整備事業に要する経費の予算の組み替えに関して説明いたします。こちらは現在、平成30年度補正予算交付金で概数発注しております霧多

布港湾防潮堤嵩上改良工事におきまして部材等の数量が確定した結果、当初請負金額の増額が見込まれることから、平成31年度当初予定でありました避難階段と樋管の実施設計を次年度計画といたしまして委託料を工事請負費に組み入れ、増額による事業不足分に充当するものであります。こちらは現在、霧多布港海岸防潮堤等嵩上改良工事におきまして、先ほど言いましたが数量が確定したことから、設計変更に向けて今、事務作業を進めているところでございます。設計変更の金額が確定いたしましたら全員協議会等にて詳細を説明させていただき、直近の議会に提案させていただきたいと考えております。

続きまして土地購入に関係して御説明申し上げます。こちらにつきましては、昨年度測量を行いました651平方メートルの關係の相続が絡むものや抵当権の変更が可能なものを年度内に購入するものと思っております。購入するものにつきましては、651平方メートル、そして5筆の購入予定となっております。今後の予定となっておりますが、現在28筆でございまして、残りになります。総面積が今後来年度につきましては6,945平方メートル、プラス4,199.5平方メートルとなる予定となっております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（戸井洋典君）** 同じく71ページの商工振興に要する経費の補助金の関係でございしますが、これにつきましては既存の乳製品製造業者1社、この1社が現在使用しているものを新しいデザインに変えようとするものでございます。内容につきましては、ソフトクリームのラベル2種類それぞれ1万5,000枚、チーズ用の袋1万5,000枚、チャック付きの袋1万5,000枚、それとアイスクリーム用の容器1万6,000個、その蓋1万6,000個、合計の事業費で433万150円。これの2分の1の上限200万円ということでございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（赤石俊行君）** 町道維持管理に要する経費に関連しましてお答えいたします。現在町道に認定されている路線につきましては300路線ございます。その実延長が390.7キロメートル、そのうち舗装済ですけれども221.9キロメートル、56.8%。それ以外は168.8キロメートル、43.2%でございまして。先ほどの再生アスファルトのお話でございましたけれども大変安価で効率的な方法でございまして。なかなかタイムリーに資材が用意できないという場合もあるのですけれども、どうして

も予算を考慮しながら補修にあたっているものですから、本当はここまでやってもらえれば良いのにと聞くこともあるのですけれども、ちょっとどこまでもいくと際限なくここまでちょっと延ばしてくれればというところまで延ばしたら、またそこまでやるとそこからまた数えて、じゃあここまできたならまたここまでというようにどこまでもいくという関係もありまして、本当に危険な部分ですとか、穴が開いていてどうしようもないというところを集中的にやるものですから、私たちも断腸の思いでここまでというように決めて進めております。せつかく実施するのであまりがっかりされないような方法を見出して柔軟に対応できればというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（舟橋正誉君）** 77ページの校舎等改修工事にかかるトイレ改修に伴う次のトイレ改修という部分のお話でございます。本年茶内小学校のトイレ改修をいたしまして、残る簡易水洗トイレは浜中小学校のみとなりましたので、総合計画の計画どおり次は浜中小学校のトイレ改修ということで取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 57ページの街灯維持補助、これはどう理解したら良いのか。要は、電気料単価が上がったことによって当初予算の見込みより増えそうだというふうに捉えて良いのか、それとも単純に街灯数等が増えた関係で全体の電気料が上がったというふうに捉えて良いのかということなのですけれど。全地区一緒ではないと思うのですけれど、例えばうちの地区で言いますと、防犯灯に関しては定額料金という設定を北電としておりまして、それで単価等のアップというのはそう考えられないと思うのですけれど、どう判断したら。街灯数が増えたのか単純に電気料単価が増えたことによって補正が必要になったのかということなのですよ。だから前段申しましたように、昨年度最終的に30万円の減額補正がされている中で今回30万円の増額ということは60万円が単純に言えば増えたというふうに捉えられるのですけれど、その要因を教えてくださいだったので再度お願いしたいと思っております。

あとはもうおおよそ理解したのですけれど、これは若干関連なのですが、農業人フェアに関して詳しい説明をいただきました。総じてやはり生活する上での浜中町の環境整備というのも今後極力進めていかななくてはならないと思う中で、質問にあるのですけれど

ども現在情報通信インフラ整備ということで動いていただいているのですけれど、前回事業者NTTとの協議を行うという内容だったのですけれど、その内容と今後の見込みとといいますか、計画について若干大雑把で良いので説明いただければと思いますので、その2点よろしくお願いたします。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 57ページその他一般行政に要する経費の補助金、街灯の維持補助の関係でございますけれども、議員おっしゃるように各自治会・町内会によっては定額で契約している場合と、あるいは従量制とといいますか、かかった分ということで取り扱う電気料もございます。それで全体としてかかった電気料に対して8割を各自治会・町内会のほうへかかった分の請求を受けて8割を補助金として出しているという関係で、非常に町の負担する部分も多くございますし、またこういったところの従量制がなかなか計り知れないというところもございますので、そういったところでは電気料の増加ということもあります。それから新設というのは特段増えているということではございませんので、現状の中では確かに去年30万円ほど減額補正ということはございましたが、8割を補助するという中で電気料の高騰もありますので、見込みとしてはやはり昨年とは状況がちょっと違うということで予算措置させていただいたという経過でございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（金澤剛君）** 高速情報通信網の関係で御答弁申し上げます。私、決算委員会のとき11月12日にNTTと協議する予定ということをお知らせさせていただきました。そのとおり11月12日にNTTから本町のほうへ担当2人が見えられましてお話をさせていただいております。今、検討している整備内容ですけれども、町であれば2分の1補助がいただけるというお話をさせていただいたところでもありますけれども、実は事業主が民間業者の場合も補助制度がございます、NTTだと3分の1の補助があると思われるところなのですけれども、その際にNTTのほうもNTTとしてどこかNTTの事業としてできるエリアはないのか、そういうところを調査させてほしいというお話をいただいております。もしかすると全部を町の事業としてやらなくてもNTTがどこかを見てくれるということもあるのかなと。それに向けて調査をさせていただきますというお話でありました。それといわゆる市街地以外の部分、農村部のほうでございますけれども家と家の距離が離れているという部分と、各戸において現在NTT

のサービスをどういう状況で使っているのか調査したいというお話をされました。それについて個人の名前と電話番号をリストアップしていただけないかということで、これは農協さんをお願いして、個人情報になってしまうわけなのですが、そういった情報を見た上で今後どういう展開ができるかということで、NTTのほうとしても検討した上で改めて浜中町とお話をさせていただきたいという状況でございます。いずれにしましても、もう一度ないし二度、NTTと協議する必要はあろうかと思っておりますけれども、その内容を鑑みまして国のほうとの協議等についても着手していきたいと考えているところでございます。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

ありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** これで質疑を終わります。

これから議案第93号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第93号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第18 議案第94号 令和元年度浜中町介護保険特別会計補正予算  
(第3号)

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第18 議案第94号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第94号「令和元年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」提案の理由を御説明申し上げます。

このたびの補正は、議案第81号で議決いただきました職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づき、人件費の補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出3款地域支援事業費、1項介護予防事業費、包括的支援事業に要する経費で職員手当等1万5,000円を追加しようとするものであります。

一方、歳入につきましては、6款繰入金、1項一般会計繰入金、事務費繰入金1万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額は、4億7,040万円となります。

以上、提案の理由を御説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第94号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第94号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第94号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第19 議案第95号 令和元年度浜中診療所特別会計補正予算（第1号）

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第19 議案第95号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第95号「令和元年度浜中診療所特別会計補正予算（第1号）について」提案の理由を御説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、歳出1款総務費、浜中診療所運営に要する経費では2節給料3万2,000円の追加、3節職員手当等26万1,000円追加は、議案第81号で可決いただきました職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づくもの。以上により、今回の補正額は29万3,000円の追加となります。

一方、歳入につきましては、3款繰入金のうち一般会計繰入金で1,078万6,000円を減額、4款繰越金で前年度繰越金1,107万9,000円を追加補正し、財源調整するものであります。

この結果、補正後の歳入歳出の総額はそれぞれ29万3,000円を追加し、2億6,370万4,000円となります。

以上、提案の理由を御説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第95号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第95号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第95号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第20 議案第96号 令和元年度浜中町下水道事業特別会計補正予算

---

---

(第2号)

---

○議長（波岡玄智君） 日程第20 議案第96号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第96号「令和元年度浜中町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」提案の理由を御説明申し上げます。

このたびの補正は、事業実績による減額及び人件費などの補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、1款総務費、一般管理に要する経費で給料及び職員手当などで3万5,000円の追加は、議案第81号で議決いただきました職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づくもの。2款1項下水道費で特定環境保全下水道事業に要する経費では、工事請負費などで740万6,000円の減額は事業実績によるもの。散布クリーンセンター管理運営に要する経費で修繕料2,178,000円、特定環境保全公共下水道管渠施設の維持に要する経費で光熱水費3万5,000円、農業集落排水管渠施設の維持に要する経費で光熱水費4,000円、漁業集落排水配水管理施設の維持に要する経費で光熱水費24万4,000円の追加はいずれも不足見込みによるものです。

一方、歳入につきましては、3款国庫支出金、公共下水道事業補助金1,259万2,000円の追加は事業実績によるもの。4款繰入金、一般会計繰入金は46万6,000円の減額、5款繰越金、前年度剰余金は266万4,000円の追加、7款町債、特定環境保全公共下水道整備事業債は1,970万円を減額するものです。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ491万円を減額し、3億8,332万9,000円となります。

次に、第2表地方債補正につきましては、国庫補助金の額の変更により補助額が追加となったことに伴い、特定環境公共下水道整備事業債を財源とする事業の補正によるものであります。

以上、提案の理由を御説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第96号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

1 番川村議員。

**○1番（川村義春君）** 確認の意味でお聞きしますけれども、特定環境保全下水道公共下水道事業に要する経費の工事請負費ですけれども、これについては道からの指導で水処理設備コントロール盤監視装置の基盤全面改修をするために、当初3,400万円に1,000万円を加えて発注したというふうに思うのですけれども、単純に執行残であるのかどうか。それだけちょっと確認しておきたいと思います。

それと、散布クリーンセンターの部分の需要費の修繕料217万8,000円の内容についてお知らせください。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（赤石俊行君）** 特定環境保全公共下水道事業に要する経費についてお答えいたします。まず15節工事請負費の関係ですけれども、こちらおっしゃるとおり6月に補正をさせていただきました霧多布クリーンセンターストックマネジメント改修工事ほか水処理コントロール盤の改修に係るものでございます。6月補正で1,000万円補正させていただいて4,400万円ということで、その後正式に設計が上がってきまして設計額が4,285万8,200円です。これに対して本年9月20日に執行された入札の結果、落札額が3,795万円。落札率は97.4%ということで、4,400万円に対して差額605万円という執行残の内容でございます。

続きまして、散布クリーンセンター管理運営に要する経費でございます。これに関しましては、散布クリーンセンターの地下ピットに設置してございます給水ユニットの修理でございます。この給水ユニットにつきましては、地下にある受水槽から圧送ポンプを介して施設内に水を回すという設備でございます。現在故障して動いていないというか、機能停止しているわけではないのですけれども、先月あたりから異音、音が今までないような騒音になりまして、専門業者に来てもらって現場を見てもらったのですけれども、設置から10年経ってございますし、ちょっとこれまでにないような異音ですので、いつどうなるかわからないちょっと予断を許さないような状況になってございます。そういう意味で早急に圧送ポンプを改修しなければならないということで、今回補正をさせていただきたいという内容でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) これ以て質疑を終わります。

これから議案第96号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第96号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第21 議案第97号 令和元年度浜中町水道事業会計補正予算(第1号)

---

○議長(波岡玄智君) 日程第21 議案第97号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第97号「令和元年度浜中町水道事業会計補正予算(第1号)について」提案の理由を御説明申し上げます。議案書126ページの予算説明資料をお開きください。

このたびの補正は、水道施設運営費用の不足見込み額の追加と人件費を追加計上するもので、収益的収入で、1款水道事業収益で一般会計補助金228万1,000円の追加、収益的支出で、1款水道事業費用、1目浄水及び配水費188万円は、いずれも実績見込みによる不足分の追加、2目総係費40万1,000円の追加は、人件費で、議案第81号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づく改定分及び手当の超過勤務手当は実績見込みによる不足分の追加をするものであります。

119ページにお戻りください。議案第2条収益的収入及び支出の補正後の予定額は、それぞれ228万1,000円を追加し、1億9,165万6,000円となります。

また、議案第3条予算第8条に定めた議会の議決を得なければ流用することができない経費、職員給与費は5,480万5,000円。議案第4条予算第9条に定めた他会計からの補助金は5,127万8,000円にそれぞれ改めようとするものです。

以上、提案の理由を御説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第97号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第97号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第97号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第22 閉会中の継続調査の申し出について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第22 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

**○議長（波岡玄智君）** お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

**○議長（波岡玄智君）** お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定しました。

これをもって令和元年第4回浜中町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 3時12分）